

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>イからヨまで（現行のとおり）</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百一条第三項に規定する陸標</p> <p>レからムまで（現行のとおり）</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>四（現行のとおり）</p> <p>イからホまで（現行のとおり）</p> <p>ヘ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観、東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第四条第一項の規定により指定された東京都指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された東京都指定有形民俗文化財又は同条例第三十三条第一項の規定により指定された東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>トからヌまで（現行のとおり）</p> <p>ル 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヲ（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十一条まで（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イからヨまで（略）</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第三項に規定する陸標</p> <p>レからムまで（略）</p> <p>二及び三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>イからホまで（略）</p> <p>ヘ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第四条第一項の規定により指定された東京都指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された東京都指定有形民俗文化財又は同条例第三十三条第一項の規定により指定された東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>トからヌまで（略）</p> <p>ル 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十条第五項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヲ（略）</p>
---	---

五 (現行のとおり)

第二十三条から第三十一条まで (現行のとおり)

(特別地区内等の行為の許可基準)

第三十二条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ (現行のとおり)

(イ)から(ナ)まで (現行のとおり)

(リ) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ル)から(マ)まで (現行のとおり)

(ケ) 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項の規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観、東京都文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された東京都指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された東京都指定有形民俗文化財又は同条例第三十三条第一項の規定により指定された東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(ク)から(テ)まで (現行のとおり)

二及びホ (現行のとおり)

二及び三 (現行のとおり)

四 (現行のとおり)

イからハまで (現行のとおり)

ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ及びヘ (現行のとおり)

五から十一まで (現行のとおり)

五 (略)

第二十三条から第三十一条まで (略)

(特別地区内等の行為の許可基準)

第三十二条 (略)

一 (略)

イ及びロ (略)

ハ (略)

(イ)から(ナ)まで (略)

(リ) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ル)から(マ)まで (略)

(ケ) 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十七条第一項の規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、東京都文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された東京都指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された東京都指定有形民俗文化財又は同条例第三十三条第一項の規定により指定された東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(ク)から(テ)まで (略)

二及びホ (略)

二及び三 (略)

四 (略)

イからハまで (略)

ニ 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ及びヘ (略)

五から十一まで (略)

第三十三条及び第三十四条 (現行のとおり)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 (現行のとおり)

一から十まで (現行のとおり)

十一 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動施設である索道等」という。)及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。

十二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第三十六条から第四十二条まで (現行のとおり)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

イ 第二十二条第一号イ、ハからチまで、又からソまで、ネ若しくはムに掲げるものの設置若しくは管理又は同条第四号イ若しくはハ(文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロ 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)

第三十三条及び第三十四条 (略)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 (略)

一から十まで (略)

十一 (略)

イ及びロ (略)

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動施設である索道等」という。)及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。

十二 (略)

2 (略)

第三十六条から第四十二条まで (略)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 (略)

一及び二 (略)

三 (略)

イ 第二十二条第一号イ、ハからチまで、又からソまで、ネ若しくはムに掲げるものの設置若しくは管理又は同条第四号イ若しくはハ(文化財保護法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロ 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)

第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為
ハからホまで (現行のとおり)

ヘ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

四 ト及びチ (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)
ハ (現行のとおり)

(1)から(6)まで (現行のとおり)

(7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

二 (8) (現行のとおり)

(1)から(3)まで (現行のとおり)

(4) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること。

(5) (現行のとおり)

第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為
ハからホまで (略)

ヘ 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第五条に規定する電源開発等、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第八項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

四 ト及びチ (略)

イ及びロ (略)
ハ (略)

(1)から(6)まで (略)

(7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第五十六条の十第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第六十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

二 (8) (略)

(1)から(3)まで (略)

(4) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園又は都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)第二条第一項第三号に規定する公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること。

(5) (略)

ホ及びへ (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

第四十四条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イからヌまで (現行のとおり)

ル 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (現行のとおり)

二から九まで (現行のとおり)

十 (現行のとおり)

イからへまで (現行のとおり)

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第一百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第三十条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)

チからルまで (現行のとおり)

十一 (現行のとおり)

十二 (現行のとおり)

イからへまで (現行のとおり)

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選

ホ及びへ (略)

五 (略)

第四十四条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (略)

一 (略)

イからヌまで (略)

ル 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (略)

二から九まで (略)

十 (略)

イからへまで (略)

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)

チからルまで (略)

十一 (略)

十二 (略)

イからへまで (略)

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第五十六条の十第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第六十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をすること。

定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をすること。

チから又まで (現行のとおり)

第四十九条から第五十一条まで (現行のとおり)

(開発の許可等の要件)

第五十二条 条例第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四十九条第二項の規定による既存樹木等の保護の検討は、当該検討に必要な調査が行われ、当該調査の結果に基づき、当該既存樹木等をそのまま残し、又は行為地(条例第四十八条第一項の許可の場合(同項の許可を受けた者が条例第四十九条第一項の許可を受けようとする場合を含む。))は開発区域をいう。以下この条において同じ。)内において移植することについて適正な検討が行われていることとする。

2 条例第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四十九条第二項に規定する規則で定める緑地(樹木で覆われた土地又は池沼若しくは湿地等をいう。以下同じ。)等の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 行為地及びその周囲の状況から判断して、土地の利用並びに施設の計画及び工事の施行方法等が、自然の保護と回復につき、十分に配慮されたものであること。

二 (現行のとおり)

三 切土、盛土、一時的な土砂のたい積又は調整池等の排水施設、えん堤若しくはよう壁等の設置を行う場合は、それらが適正に行われ、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないものであること。

四から七まで (現行のとおり)

(許可申請)

第五十三条 (現行のとおり)

2 前項の許可申請書には、計画概要書(第十五号様式)、既存樹木等保護検討書(第十五号様式の二)及びその他の図書を添付しなければならない。

チから又まで (略)

第四十九条から第五十一条まで (略)

(緑地等の基準)

第五十二条 条例第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四十九条第二項に規定する規則で定める緑地(樹木で覆われた土地又は池沼若しくは湿地等をいう。以下同じ。)等の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 行為地(条例第四十八条第一項の許可の場合(条例第四十八条第一項の許可を受けた者が条例第四十九条第一項の許可を受けようとする場合を含む。))は開発区域をいう。以下この条において同じ。)は開発区域をいう。

二 前項の許可を受けた者が条例第四十九条第一項の許可を受けようとする場合を含む。以下この条において同じ。)は開発区域をいう。及びその周囲の状況から判断して、土地の利用並びに施設の計画及び工事の施行方法等が、自然の保護と回復につき、十分に配慮されたものであること。

二 (略)

三 切土、盛土、一時的な土砂のたい積又は調整池等の排水施設、えん堤若しくはよう壁等の設置を行う場合は、それらが適正に行われ、土砂等の崩落、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないものであること。

四から七まで (略)

(許可申請)

第五十三条 (略)

2 前項の許可申請書には、計画概要書(第十五号様式)その他の図書を添付しなければならない。

<p>3及び4 (現行のとおり)</p> <p>第五十四条 (現行のとおり)</p> <p>(行為地と隣接地の所有者が同一と認められる場合)</p> <p>第五十五条 (現行のとおり)</p> <p>一 行為地の所有者が、隣接地の所有者である株式会社^(一)の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合</p> <p>二 隣接地の所有者が、行為地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合</p>	<p>3及び4 (略)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>(行為地と隣接地の所有者が同一と認められる場合)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一 行為地の所有者が、隣接地の所有者である株式会社^(二)(商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十三条に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合又は行為地の所有者が、隣接地の所有者である有限会社^(三)(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第一条に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の資本の過半数に当たる出資口数を保有する場合</p> <p>二 隣接地の所有者が、行為地の所有者である株式会社の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有する場合又は隣接地の所有者が、行為地の所有者である有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を保有する場合</p>
<p>三及び四 (現行のとおり)</p> <p>第五十六条 (現行のとおり)</p> <p>(行為地と隣接地の開發行為が同一と認められる場合)</p> <p>第五十七条 (現行のとおり)</p> <p>一 (現行のとおり)</p> <p>二 墓地の拡張、土砂等の埋立行為地の拡張等隣接地における開發行為と同種の開發行為であり、かつ隣接地における開發行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する開發行為</p> <p>第五十八条から第六十五条まで (現行のとおり)</p> <p>(緑地等管理計画書の届出)</p> <p>第六十五条の二 条例第五十五条第一項に規定する緑地等管理計画書は、第二十一号様式の二によるものとする。</p>	<p>三及び四 (略)</p> <p>第五十六条 (略)</p> <p>(行為地と隣接地の開發行為が同一と認められる場合)</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 墓地の拡張、土砂等の埋立行為地の拡張等隣接地における開發行為と同種の開發行為であり、かつ隣接地における開發行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する開發行為</p> <p>第五十八条から第六十五条まで (略)</p>
<p>2 条例第五十五条第一項の規則で定める期間は、開發の許可等に係る行為が完了した日から起算して三十日間とする。</p>	
<p>3 条例第五十五条第二項及び第五項の規則で定める期間は、同条第一項の規定により緑地等管理計画書を提出した日から起算して一年間と</p>	

する。

4 条例第五十五条第三項に規定する緑地等管理状況報告書は、第二十一号様式の三によるものとする。

5 条例第五十五条第三項の規則で定める期間は、同条第一項の規定により緑地等管理計画書を提出した日から起算して一年を経過した日から起算して二月間とする。

6 条例第五十五条第四項の規則で定める権原は、所有権、賃借権及び地上権とする。

第六十六条から第六十九条まで (現行のとおり)

第六十六条から第六十九条まで (略)

別表第一 (現行のとおり)
別表第二 地上部の緑化基準 (第六条関係)

敷地の区分	敷地の規模	面積
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	(敷地面積－建築面積) × 0.3
	五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上)	(敷地面積－建築面積) × 0.35
イ ア以外の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 ① (敷地面積－建築面積) × 0.2 ② (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8) × 0.2
	五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 ① (敷地面積－建築面積) × 0.25 ② (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8) × 0.25

備考 (現行のとおり)

別表第一 (略)
別表第二 地上部の緑化基準 (第六条関係)

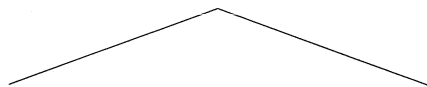
敷地の区分	面積
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地	(敷地面積－建築面積) × 0.3
イ ア以外の敷地	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 ① (敷地面積－建築面積) × 0.2 ② (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8) × 0.2

備考 (略)

別表第三 接道部緑化基準（第六条関係）

区 分	敷地の規模			
	千平方メートル未満	千平方メートル以上三メートル未満	三平方メートル以上一万平方米未満	一万平方米以上三万平方米以上
一 （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二 （現行のとおり）	（現行のとおり）			（現行のとおり）
三 （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
四 （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
五 （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

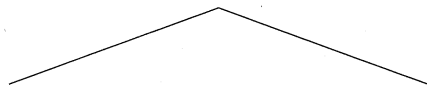
備考（現行のとおり）



別表第三 接道部緑化基準（第六条関係）

区 分	敷地の規模			
	千平方メートル未満	千平方メートル以上三メートル未満	三平方メートル以上一万平方米未満	一万平方米以上三万平方米以上
一 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	（略）			（略）
三 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

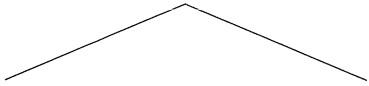
備考（略）



別表第四 建築物上の緑化基準（第六条関係）

区分		面積
建築物の区分	敷地の規模	
ア	総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められていない区域に限る。）	五千方メートル未満の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル未満） 五千方メートル以上の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル以上）
イ	ア以外の建築物	五千方メートル未満の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル未満） 五千方メートル以上の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル以上）

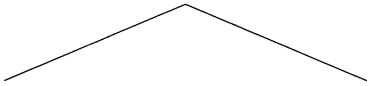
備考（現行のとおり）



別表第四 建築物上の緑化基準（第六条関係）

区分		面積
建築物の区分	敷地の規模	
ア	総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められていない区域に限る。）	五千方メートル未満の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル未満） 五千方メートル以上の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル以上）
イ	ア以外の建築物	五千方メートル未満の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル未満） 五千方メートル以上の敷地 （国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千方メートル以上）

備考（略）



別表第五 緑地基準 (第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一団共同住宅等の建築 の住宅等の建築 地の造成及び 一団の住宅の 建築	三千平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十二パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
	三千平方メートル以上五千平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十二パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
	五千平方メートル以上一平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十八パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
	一平方メートル以上	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の十パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の二十四パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)

別表第五 緑地基準 (第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一団共同住宅等の建築 の住宅等の建築 地の造成及び 一団の住宅の 建築	三千平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	次のいずれかに該当する緑地 1 区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地 2 区域面積の三パーセント以上の面積の生け垣 3 宅地面積の二十パーセント以上の面積の宅地内緑地 4 次の式を満たすことのできる緑地 確保した公共的緑地面積 + 確保した生け垣面積 + 区域面積の三パーセントの面積 + 区域面積の三パーセントの面積 確保した宅地内緑地 ≥ 1
	三千平方メートル以上五千平方メートル未満	区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地	区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地
	五千平方メートル以上一平方メートル未満	区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地	区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地
	一平方メートル以上	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)

三 (現行のとおり)	共同住宅 三千平方 メートル 未満			次のいずれかに該当する緑地 1 区域面積の三パーセント以上の面積の公 共的緑地 2 区域面積の三パーセント以上の面積の生 け垣 3 宅地面積の二十パーセント以上の面積の 宅地内緑地 4 次の式を満たすことのできる緑地
	三 千平方 区域面積の三 区域面積の五 パーセント以上の面積の公共 的緑地			
	一 万平方 区域面積の五 区域面積の十 パーセント以上の面積の緑地 メートル パーセント以 (区域面積の五 パーセント以 上の面積の緑 地的緑地を含 む。)			
二 (現行のとおり)	二 (現行のとおり)	二 (現行のとおり)	二 (現行のとおり)	二 (現行のとおり)
三 (現行のとおり)	三 (現行のとおり)	三 (現行のとおり)	三 (現行のとおり)	三 (現行のとおり)

三 (略)	共同住宅 三千平方 メートル 未満			共同住宅の建築の部三千平方メートル未 満の項中乙地域の欄の基準と同じ
	三 千平方 区域面積の三 区域面積の五 パーセント以上の面積の公共 的緑地			
	一 万平方 区域面積の五 区域面積の十 パーセント以上の面積の緑地 メートル パーセント以 (区域面積の五 パーセント以 上の面積の緑 地的緑地を含 む。)			
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)	三 (略)	三 (略)	三 (略)

備考 (現行のとおり)

四 (現行のとおり)	五 (現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (略)

四 (略)	五 (略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

許 可 申 請 書			
東京における自然の保護と回復に関する条例第47（48）条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 東京都知事 殿			
代理人 住 所 氏 名	印	許可申請者 住 所 氏 名	印 （法人にあつては所在地、 名称及び代表者氏名）
(1) 行為地の地名、地番及び地目			
(2) 行為の規模			
(3) 行為の目的			
(4) 行為の施行方法			
(5) 予定年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
(6) 行為地及びその周囲の状況			
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処 理 欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。 2 以下のものを添付すること。 (1) 計画概要書（第15号様式） (2) 既存樹木等保護検討書（第15号様式の2） (3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公園の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書 (4) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書 (5) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書 (6) 雨水等の地下浸透対策を示す図書 (7) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書 (8) 緑地の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書			

（日本工業規格A列4番）

許 可 申 請 書			
東京における自然の保護と回復に関する条例第47（48）条第1項の規定により、下記の行為について許可を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 東京都知事 殿			
許可申請者 住 所 氏 名	印	（法人にあつては所在地、 名称及び代表者氏名）	
(1) 行為地の地名、地番及び地目			
(2) 行為の規模			
(3) 行為の目的			
(4) 行為の施行方法			
(5) 予定年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
(6) 行為地及びその周囲の状況			
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処 理 欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。 2 以下のものを添付すること。 (1) 計画概要図（第15号様式） (2) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公園の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書 (3) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書 (4) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書 (5) 雨水等の地下浸透対策を示す図書 (6) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書 (7) 緑地等の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書			

（日本工業規格A列4番）

別記第一号様式から第十三号様式まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第十三号様式まで（略）

第15号様式(第53条関係)

計画概要書		※この欄は記入しないこと							
① 行為地の地名地番	東京都								
② 行為の目的									
③ 許可申請者の住所 氏名 連絡先									
④ 申請代理人の住所 氏名 連絡先									
⑤ 行為地の概況	地域の区分	甲()・乙()	都市計画法第29条						
	都市計画区域	市街化区域・市街化調整区域・区域外	都市計画施設(公園・緑地・道路・水路)						
	用途地域	□有・□無 ()建 %・容 % ()建 %・容 % ()建 %・容 % 面積加重平均建 %・容 %	宅地造成等規制区域 風致地区 自然公園(国立・国定・都立)						
	□樹林地 □緑木帯・果樹園 □畑・田 □草地・空地 □河川・沼地・用水 □その他()	既存緑地面積 樹高5m以上の樹木 本	保存樹木・樹林 埋蔵文化財指定地域 総合設計・一団地設計						
⑥ 土地利用計画	区域面積(行為の規模)	目的とする施設用地	公園用地	道路用地					
⑦ 緑地計画	内訳	緑地合計	区域内緑地	公共的緑地	生け垣用地	宅地内緑地	接道部緑化		
		区域の %	%	%	%	%	接道部延長 m		
		区域の %	%	%	%	%	接道部緑化延長 m		
	樹高区分	残留緑地	区域の %	%	%	%	%	接道部緑化率 %	
		植栽緑地	区域の %	%	%	%	%	建築物上緑化	
		主な樹種						屋上面積 m ²	
		残留緑地	5m以上	本	本	本	本	本	□屋上緑化 m ²
			1.2m未満	本	本	本	本	本	□壁面緑化 m ²
			1.2m以上2m未満	本	本	本	本	本	□ベランダ m ²
		植栽緑地	2m以上	本	本	本	本	本	□地上振替 m ²
	本		本	本	本	本	合計緑化 m ²		
							屋上の面積 %		
⑧ 切土盛土	切土面積 m ²	盛土面積 m ²	切土土量 m ³	盛土土量 m ³	差引土量 m ³	切盛合計 m ³	⑨ 雨水の主な処理方法 □地下浸透 □公共下水道 □公共水路に放流 □調整池あり	⑩ 透水地率 透水面積A () m ² 区域面積B () m ² A ÷ B × 100 = () %	

(日本工業規格A列4番)

第15号様式(第53条関係)

計画概要書		※この欄は記入しないこと							
① 行為地の地名地番	東京都								
② 行為の目的									
③ 許可申請者の住所 氏名 連絡先									
④ 申請代理人の住所 氏名 連絡先									
⑤ 行為地の概況	地域の区分	甲()・乙()	都市計画法第29条						
	都市計画区域	市街化区域・市街化調整区域・区域外	都市計画施設(公園・緑地・道路・水路)						
	用途地域	□有・□無 ()建 %・容 % ()建 %・容 % ()建 %・容 % 面積加重平均建 %・容 %	宅地造成等規制区域 風致地区 自然公園(国立・国定・都立)						
	□樹林地 □緑木帯・果樹園 □畑・田 □草地・空地 □河川・沼地・用水 □その他()	既存緑地面積 樹高5m以上の樹木 本	保存樹木・樹林 埋蔵文化財指定地域 総合設計・一団地設計						
⑥ 土地利用計画	区域面積(行為の規模)	目的とする施設用地	公園用地	道路用地					
⑦ 緑地計画	内訳	緑地合計	区域内緑地	公共的緑地	生け垣用地	宅地内緑地	接道部緑化		
		区域の %	%	%	%	%	%	接道部延長 m	
		区域の %	%	%	%	%	%	接道部緑化延長 m	
	樹高区分	残留緑地	区域の %	%	%	%	%	接道部緑化率 %	
		植栽緑地	区域の %	%	%	%	%	建築物上緑化	
		主な樹種						屋上面積 m ²	
		残留緑地	3m未満	本	本	本	本	本	□屋上緑化 m ²
			3m以上5m未満	本	本	本	本	本	□壁面緑化 m ²
			5m以上	本	本	本	本	本	□ベランダ m ²
		植栽緑地	1.2m未満	本	本	本	本	本	□地上振替 m ²
1.2m以上2m未満	本		本	本	本	本	合計緑化 m ²		
	2m以上	本	本	本	本	本	屋上の面積 %		
⑧ 切土盛土	切土面積 m ²	盛土面積 m ²	切土土量 m ³	盛土土量 m ³	差引土量 m ³	切盛合計 m ³	⑨ 雨水の主な処理方法 □地下浸透 □公共下水道 □公共水路に放流 □調整池あり	⑩ 透水地率 透水面積A () m ² 区域面積B () m ² A ÷ B × 100 = () %	

(日本工業規格A列4番)

既存樹木等保護検討書							
① 行為地の地名地番							
② 許可申請者の氏名 (法人にあつては名称)							
③ 申請代理人の氏名							
調査実施者の住所 氏名 連絡先							
調査期間		年 月 日から			年 月 日まで		
行為地内の既存樹木本数又は既存樹林面積			うち改変する土地内に生育するもの				
本 / m ²			本 / m ²				
④ 調査の概要	既存樹木	樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
		合計				本	
既存樹林	群落名	樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
平均樹高		m	平均目通り周	cm	群落面積	m ²	
備考欄							

備考 本検討書の記載欄が不足する場合は、既存樹木等一覧表(別紙)又は上記の内容を盛り込んだ独自の様式を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

既存樹木等一覧表

		樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
既存樹木			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
合計					本		
既存樹林	群落名	樹種	樹高	目通り周	本数	生育状態	検討結果
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
			m	cm	本		
	平均樹高		m	平均目通り周	cm	群落面積	m ²
		m	cm	本			
		m	cm	本			
		m	cm	本			
		m	cm	本			
	平均樹高		m	平均目通り周	cm	群落面積	m ²
		m	cm	本			
		m	cm	本			
		m	cm	本			
	平均樹高		m	平均目通り周	cm	群落面積	m ²

(日本工業規格A列4番)

別記第十七号様式から第二十号様式まで (現行のとおり)

第16号様式 (第59条関係)

変 更 許 可 申 請 書			
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例第49条第1項の規定により、下記の行為について変更許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>代理人 変更許可申請者</p> <p>住所 住所</p> <p>氏名 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名) 印</p>			
許可番号、許可年月日		第 号 年 月 日	
(1) 行為地の地名、地番及び地目			
(2) 行為の規模			
(3) 行為の目的			
(4) 行為の施行方法			
(5) 予定年月日		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
変更の内容及び理由			
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。			
2 必要に応じて当該変更に係る以下のものを添付すること。			
(1) 計画概要書 (第15号様式)			
(2) 既存樹木等保護検討書 (第15号様式の2)			
(3) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公園の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書			
(4) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書			
(5) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書			
(6) 雨水等の地下浸透対策を示す図書			
(7) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書			
(8) 緑地の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書			

(日本工業規格A列4番)

別記第十七号様式から第二十号様式まで (略)

第16号様式 (第59条関係)

変 更 許 可 申 請 書			
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例第49条第1項の規定により、下記の行為について変更許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>変更許可申請者</p> <p>住所 住所</p> <p>氏名 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名) 印</p>			
許可番号、許可年月日		第 号 年 月 日	
(1) 行為地の地名、地番及び地目			
(2) 行為の規模			
(3) 行為の目的			
(4) 行為の施行方法			
(5) 予定年月日		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
変更の内容及び理由			
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処理欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。			
2 必要に応じて当該変更に係る以下のものを添付すること。			
(1) 計画概要図 (第15号様式)			
(2) 行為地の位置図及び方位を示すもの、土地の登記事項証明書及び公園の写し、面積測量図、行為地内及びその周辺の土地の地形、土壌、動植物の生息又は生育状況等の自然の状況を示す図書			
(3) 建築物その他の工作物の位置、規模、形状等を示す図書、開発行為の施工方法を示す図書、土地の造成計画を示す図書、土壌の確保及び利用計画を示す図書			
(4) 切土又は盛土法面のこう配、調整池、えん堤、よう壁等の設計を示す図書			
(5) 雨水等の地下浸透対策を示す図書			
(6) 行為地内に存する動植物の生息地又は生育地の保護及び回復計画を示す図書			
(7) 緑地等の位置、規模、樹木の本数、施工及び管理計画等を示す図書			

(日本工業規格A列4番)

第21号様式（第65条関係）

完了届出書			
東京における自然の保護と回復に関する条例第53条の規定により、下記のとおり行為が完了したので届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 東京都知事 殿			
代理人 住所 氏名	印	届出者 住所 氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者名〕	印
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日		
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 行為の目的及び規模			
(4) 完了の年月日	年 月 日		
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処 理 欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。 2 完了図、緑地の一覧（緑地面積を示す図書を含む。）及び写真を添付すること。			

（日本工業規格A列4番）

第21号様式（第65条関係）

完了届出書			
東京における自然の保護と回復に関する条例第53条の規定により、下記のとおり行為が完了したので届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 東京都知事 殿			
		届出者 住所 氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者名〕	印
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日		
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 完了の年月日	年 月 日		
(4) 維持管理者			
(5) 維持管理の方法	(建築物上灌水 週回 剪定 年回 施肥 年回)		
※受付処理欄	受付年月日	受付番号	処 理 欄
備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。 2 完了図、緑地の一覧（緑地面積を示す図書を含む。）及び写真（カラー）を添付すること。			

（日本工業規格A列4番）

緑地等管理計画書			
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「条例」という。）第55条第1項の規定により、下記のとおり緑地等の管理計画について届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>代理人 住 所 氏 名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては所在地、 名称及び代表者名〕</p> </div> </div>			
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日		
(2) 行為地の地名、地番及び地目			
(3) 行為の目的及び規模			
(4) 開発行為の完了年月日	年 月 日		
(5) 管理の方法	樹 木		
	その他樹木 以外の植物		
	(担当者) 住所 氏名 連絡先		
※受付処理欄	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄
<p>備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。</p> <p>2 緑地等の一覧（緑地面積を示す図書を含む。）及び管理の方法を記した図書（年間の管理工程表を含む。）を添付すること。</p> <p>3 緑地等とは、条例第47条第1項、第48条第1項及び第49条第1項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、湿地等をいう。</p>			

（日本工業規格A列4番）

緑地等管理状況報告書					
<p>東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「条例」という。）第55条第3項の規定により、下記のとおり緑地等の管理状況について報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>代理人 住 所 氏 名</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>報告者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては所在地、 名称及び代表者名）</small></p> </td> </tr> </table>				<p>代理人 住 所 氏 名</p>	<p>報告者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては所在地、 名称及び代表者名）</small></p>
<p>代理人 住 所 氏 名</p>	<p>報告者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては所在地、 名称及び代表者名）</small></p>				
(1) 許可等の番号、年月日	第 号 年 月 日				
(2) 行為地の地名、地番及び地目					
(3) 緑地等管理計画書の届出年月日	年 月 日				
(4) 管理の実施状況	樹 木				
	その他樹木以外の植物				
	(担当者) 住所 氏名 連絡先				
※受付処理欄	受 付 年 月 日	受 付 番 号	処 理 欄		
<p>備考1 ※受付処理欄は記入しないこと。</p> <p>2 管理の状況を記した図書、緑地等の状態が分かる平面図及び写真を添付すること。</p> <p>3 緑地等とは、条例第47条第1項、第48条第1項及び第49条第1項の許可により確保された緑地その他樹木以外の植物で覆われた土地、池沼、湿地等をいう。</p>					

(日本工業規格A列4番)

別記第二十三号様式から第二十五号様式まで
(現行のとおり)

第22号様式(第66条関係)

行為の中止等の命令標識	
年 月 日	第 号
東京都知事	
東京における自然の保護と回復に関する条例第54条に基づき、行為の中止命令等を下記のとおり命じます。	
記	
1 命令の内容	
2 命令の対象となる者の住所、氏名	
3 命令の対象となる行為	
4 行為者の住所・氏名	
5 行為地(命令の範囲)	
問い合わせ先	
教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に東京都知事に書面をもって異議申立てをすることができる(行政不服審査法第6条)。	

別記第二十三号様式から第二十五号様式まで
(略)

第22号様式(第66条関係)

行為の中止等の命令標識	
年 月 日	第 号
東京都知事	
東京における自然の保護と回復に関する条例第54条に基づき、行為の中止命令等を下記のとおり命じます。	
記	
1 命令の内容	
2 命令の対象となる者の住所、氏名	
3 命令の対象となる行為	
4 行為者の住所・氏名	
5 行為地(命令の範囲)	
問い合わせ先	
教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に東京都知事に書面をもって異議申し立てをすることができる(行政不服審査法第6条)。	

(日本工業規格A列4番)